

○宇部市公営企業の主要職員を定める規則

昭和二十七年十月二十日

規則第三十号

改正 昭和四〇年一二月二四日規則第三三号

平成一七年三月二三日規則第三号

平成二六年三月三十一日規則第二五号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第十五条ただし書の規定に基づき、
次の各号の者を主要職員と定める。

- 一 副局長
 - 二 局次長
 - 三 課長等
 - 四 課長等補佐
 - 五 係長等
- 附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十七年十月一日から適用する。

附 則（昭和四十年十二月二十四日規則第三十三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十七年三月二十三日規則第三号）

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二十六年三月三十一日規則第二十五号）

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。